

市谷議員 要望項目一覧

令和3年度9月補正分

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>1. 新型コロナ対策について (1) 医療・検査体制 ①政府に対し、「原則自宅療養」方針の撤回を求め、「原則入院治療」を貫くよう求めること。</p>	<p>政府は「中等症は原則入院」とする方針を明確化している。本県では原則入院の方針を維持しつつ、関係機関の協力を得ながら県民の命を守るために必要な医療提供体制を機動的に確保しているところであり、政府方針による支障は特に生じていないため、方針の撤回を求めることは考えていない。</p>
<p>②鳥取県でも、公表資料の累計では155人が自宅療養となり、確保病床は半分以上空いているのにおかしなことである。以前のような「原則入院治療」の考えが変質している。自宅療養は家族感染や急変の危険性がある。「原則入院治療」を貫き、それが可能となるよう、病床や宿泊療養体制を拡大・強化すること。また、当初県が掲げていた1日1回の医師の診察体制が、宿泊療養も自宅療養もできておらず、患者のオンコールに頼っているようでは、急変を見逃す事態を招きかねない大問題である。早急に、医師による1日1回の診療体制を確立すること。</p>	<p>感染者急増により病床ひっ迫のおそれが生じてきたことから、高齢者や妊婦、重症化リスクのある陽性者は入院を原則としつつ、軽症者等に入院待機者が発生した場合、圏域ごとに開設した「メディカルチェックセンター」で診察、血液検査、胸部画像検査等を実施し、病状を評価した上で、保健所が入院又は療養先を決定する仕組みを構築し、運用している。入院受入体制については、医療機関に専用病床の緊急確保を要請し、随時、確保病床を追加するとともに、県トリアージセンターにおいて、保健所長からの要請により、圏域を越えた入院・搬送調整を実施している。</p> <p>宿泊療養については、看護師が毎日全療養者に対し、健康観察を行っており、健康観察の経過や療養者本人の希望をもとに対象者を選定し、医師によるオンライン診療を毎日実施している。</p> <p>また、在宅療養については、保健所の保健師や訪問看護師が電話により健康観察を行っており、健康観察の経過から診療が必要な方は、保健所を通じ、速やかにメディカルチェックセンターや救急外来の受診等につないでいる。なお、療養者本人から電話連絡の取れるオンコール体制も取っている。現在、在宅療養における電話診療や薬剤処方の実施に向けて、医師会、薬剤師会等関係団体との調整を行っている。</p> <p>【9月補正】 新型コロナメディカルチェックセンター運営事業 70,000千円 鳥取方式在宅療養体制整備事業 99,973千円</p>
<p>③患者の療養場所を振り分ける東部のメディカルチェックセンターの機能を、県立中央病院だけでなく、他の民間病院やそこに従事する医療従事者に背負わせようとしているが、コロナ入院・コロナ外来・コロナワクチン接種と体制不足の中、他病院には非常に負担感がある。メディカルチェックセンターは、西部は鳥大付属病院、中部は県立厚生病院が担っているように、東部は、公的機関である県立中央病院が機能を果たすこと。</p>	<p>メディカルチェックセンターは各圏域の実情に応じて整備を進めており、東部に関しては、鳥取市保健所の調整のもと、関係医療機関同士で協議の上、複数の医療機関で分担する体制となっている。</p>
<p>④県立厚生病院にコロナで入院した患者の家族から、「容体を尋ねても患者本人に聞いてほしい」と言われたとの苦情を聞いた。闘病している患者が家族に説明できるわけもなく、特に家族であっても直接患者に会えないコロナの場合、病状説明するのは病院の責任である。説明責任を果たすこと。</p>	<p>病院の説明責任については、基本的に患者本人に対して果たすべきものと考えている。また、患者にはプライバシー権があるため、例え家族であっても患者本人の承諾なしに病状などを話すことができないが、不安を感じておられる家族に安心していただけるよう、患者の承諾を得た上で説明していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤ 県立中央病院に精神科の医師が鳥大から派遣されるようになったことは前進であるが、入院体制までは築けていない。その結果、精神疾患をもったコロナ患者は、県立病院には入院できず、感染症対策機能のない民間の精神科病院に頼ることになっている。コロナ禍、改めて県立病院での精神科病棟の必要性が浮き彫りになってきている。本来、法的に求められている精神科病棟の役割を県が果たすようにすること。</p>	<p>精神科の入院施設について、本県では県立病院に代わって精神科医療を行う精神科病院を指定病院として指定していることに加え、国立病院機構鳥取医療センターもあることから、引き続き整備は考えていない。</p> <p>精神疾患を持った新型コロナの患者については、医療圏域ごとに病院間で調整し、感染症対策機能のある病院の中から受入病院を決めて対応している。両県立病院は、これまでも身体疾患のある精神疾患患者の入院治療は行ってきたところであり、重症患者の受入その他当該受入病院での対応が困難な場合などで、その役割を果たしていく。</p>
<p>⑥ いつでも、だれでも、無料で検査が受けられる「PCR等検査センター」を、各圏域、駅、空港、パーキングエリアなどの各所に設置する等、大規模検査に踏み出し、早期発見・早期治療できるようにすること。各所にPCR検査センターを設置し大規模検査に取り組んできた広島県は、他の大都市部と違って、抗体保有者と感染者の乖離が少ないことが、国の抗体検査の結果からわかってきた。この広島県の教訓を鳥取県でも生かすこと。</p>	<p>本県では陽性者が確認された場合、速やかに周辺の接触者に対し、濃厚接触者に限らず接触者まで幅広く徹底的にPCR検査を実施することで感染拡大を抑え込むこととしている。また、感染者が複数確認されるなど感染拡大の兆しが見えた場合は、当該地域において臨時のPCR検査センターを設置して対応しており、常設の必要性は考えていない。</p>
<p>⑦ 医療・介護現場は、感染の恐怖と隣り合わせである。医療・介護従事者に対し、無料で定期的なPCR検査を実施すること。また医療・介護現場に感染を持ち込ませないためにも、医療・介護従事者の家族にも、無料PCR検査を実施すること。</p>	<p>医療機関や高齢者介護施設等に対しては、国が無料の抗原簡易検査キットを配付しており、各機関の判断で医療・介護従事者への積極的な検査を実施しているところである。</p> <p>また、県としても高齢者介護施設等に対し、同居家族が緊急事態宣言地域を往来するなど、無症状であっても感染リスクが高い場合に行う当該職員へのPCR検査費用に対し、重点的に支援を行っているところであり、無料のPCR検査の必要性は考えていない。</p>
<p>⑧ 医療・介護現場への減収補填、また従事者への危険手当の実施を国に求め、県独自にも実施すること。</p>	<p>新型コロナによる影響を受ける医療機関を支援するため、空床確保単価や診療報酬の引き上げ、院内感染対策設備への支援、院内感染等に伴う休業補償制度の創設、物品の確保・支給など、国及び県において様々な支援を実施しているところである。</p> <p>受診控えによる外来通院者の減少などで減収が生じていることも踏まえ、診療報酬に加えて直接的かつ中長期的な財政支援を行うことについて、全国知事会のほか県独自でも国に要望しているところである。</p> <p>なお、医療従事者への危険手当については、これまでも知事会等を通じて国に制度化を要望しているところであり、引き続き要望していく。</p>
<p>⑨ 不足している保健所の保健師の定数を増やすこと。</p>	<p>令和3年度に保健所の保健師を2名増員するとともに、県退職保健師の応援派遣や市町村保健師の協力により、保健所の体制を強化して新型コロナ対応を行っているところであり、今後も応援等による機動的な体制を維持していく。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>⑩ コロナ禍で病床削減することがないよう、公的・公立病院の統廃合計画や医療介護確保基金を全額当てての病床削減事業の中止を求め、鳥取県地域医療構想の実施も中止すること。</p>	<p>新型コロナへの対応において、公立・公的病院の存在と役割の重要性が再確認されており、見直しを性急に進めるべきではないことから、地域医療構想の実現など地域医療の確保に向けた取組推進に当たっては、拙速な期限設定を行うことなく、地方とも丁寧な協議しながら慎重に検討を進め、地域の実情に即した柔軟な取扱いをするよう国に対して強く要望している。</p> <p>地域医療構想の実現に向けては、引き続き、各圏域の地域医療構想調整会議等において、新型コロナへの対応や地域の実情を踏まえながら、将来に向けて必要な医療提供体制について議論を進めていく。</p>
<p>⑪ 後期高齢者医療の窓口負担の1割から2割への引き上げは中止するよう国に求めること。</p>	<p>後期高齢者医療制度の窓口負担の見直しは、国において将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築する観点から検討・決定されたものであり、国に対して中止を求めることは考えていない。</p>
<p>(2) 生業・暮らしへの支援・補償について</p> <p>① 米子市に続いて、鳥取市繁華街の飲食店に対し、県が午後8時以降の時短を要請し、協力金を支給しているが、影響を受けるのは時短要請される業者だけではない。6月議会で可決した「コロナ禍打破応援金」は、すでに家賃などの固定費の支払いに使われて手元には残っておらず、新たな支援制度が必要である。県の責任において、全県下の全業種にわたる、新たな減収補填、あるいは協力金を支給すること。また新たな制度の創設においては、飲食店のみとか、収入月額20万円以上とか、売上減少率30%以上でなければ対象としないといったような、「排除」はせず、全ての業者・業種を支援対象とすること。</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、米子市内及び鳥取市内で行った飲食店への営業時間短縮要請に伴い、協力いただいた店舗へは国交付金を財源として県が協力金を支給しているところであり、両市においても関連事業者への独自支援を講じることとされている。</p> <p>また、新型コロナによる経営上の影響を受けた事業者を幅広く対象に、最大50万円の「コロナ禍打破特別応援金」の申請受付を行っているところであり、無利子無保証料の制度融資と併せ、県内事業者の事業継続を支援していく。さらに、国月次支援金について、県内事業者の円滑な受給促進に向け、必要となる保存書類（V-RESAS等）を県ホームページ上で公開しているほか、商工団体等登録確認機関とともに制度周知など図っており、引き続き、県ワンストップ相談窓口における専門家支援など行いながら利用促進を図っていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②国民健康保険のコロナ特例傷病手当は被用者のみを対象としているが、事業主や主婦（夫）、年金生活者にも拡大すること。また国保料のコロナ特例減免は、コロナの影響で収入の減った令和2年の収入と比較することになっているが、それ以前の令和元年の収入と比較し、通常からの収入減少を正確に反映するようにすること。また、認定されている各種給付金を除外した所得で国保料を再計算し、差額を減免すること。これらによる財政負担は、地方創生臨時交付金の事業者支援交付金（県分）から支出できることを、市町村に通知し、県も支給に協力すること。</p>	<p>新型コロナ対策としての傷病手当金は、被用者保険制度とのバランスを考慮し、被用者を対象として創設されたものである。その対象範囲の拡大については、権限を有する各市町村が保険財政状況等を踏まえ、それぞれの判断で実施されるものであり、県が事業主等を傷病手当金の対象とすることは考えていない。</p> <p>国民健康保険料の新型コロナ対策の特例減免に関して、令和3年度の保険料減免については、令和2年度以前から所得が低い人との公平性等の観点から、国において特段の特例は講じないこととされているが、所得の低い方については、所得に応じた通常の軽減措置（7・5・2割軽減）が実施されるものと認識している。なお、保険料そのものが前年の収入に基づいて算定されており、この点において収入減少の影響は反映されているものと認識している。</p> <p>新型コロナ対策としての各種給付金の取扱いについては、国民健康保険料の新型コロナ対策の特例減免において、これらの給付金は所得として含めないこととされているが、保険料の算定にあたり、これらの給付金を所得から控除することは、他の料や税との公平性の観点から考えていない。</p> <p>国民健康保険における保険料減免等に地方創生臨時交付金を活用するかについては、一義的には各市町村において個別に判断し、適切に対応されていると認識している。</p>
<p>③仕事を休まざるを得ない濃厚接触者・接触者の休業補償制度を確立すること。また、感染者が出て休業となった保育園や学校等に子どもを通わせている保護者が、仕事を休まざるを得なくなった場合の休業補償制度を創設すること。</p>	<p>濃厚接触者・接触者を事業主の自主的判断により休業させる場合には、休業手当支給の対象となり、雇用調整助成金（特例措置）の助成を受けることができる。</p> <p>また、学校等の臨時休業に伴い子どもの世話をを行う労働者に有給休暇を取得させた事業主に対しては、国が「両立支援等助成金 育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）」を創設している。</p>
<p>④持続化給付金・家賃支援給付金・特別定額給付金の再支給、雇用調整助成金のコロナ特例・休業支援金の期間延長をするよう、国に求めること。</p>	<p>持続化給付金及び家賃支援給付金について、再度の支給を行うとともに企業規模に応じた支給額の引き上げを行うよう、全国知事会を通じて継続的に国に強く求めている。</p> <p>なお、雇用調整助成金の特例措置の期間延長について、全国知事会による要望の結果、11月末まで延長されることが政府決定されたところである。</p>
<p>⑤消費税5%への減税、およびインボイス制度の導入中止・延期を国に求めること。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題であり、消費税率引下げを求めることは考えていない。</p> <p>また、複数税率の制度下における適正な税務経理、申告を行う上でインボイスは必要不可欠なものであり、制度の中止又は延期を求める考えはない。なお、影響は広範囲にわたることから、導入において事業者の混乱を招かないよう、令和5年10月1日の導入までの経過措置期間に丁寧な周知・広報を行うよう、全国知事会等を通じて国に要望している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑥生活困窮になった場合、生活保護が頼りであるが、車所有の放棄を求められるため、生活保護をためらい、救済につながらない事例が起きている。コロナ禍では車が持てるよう要件緩和すること。</p>	<p>生活保護に係る自動車の取扱いについては、国の基準により、原則保有できないこととされているが、一定の要件のもとでの保有や使用が認められている。</p> <p>なお、長引くコロナ禍の中、保護脱却のために求職活動する場合の自動車使用について、積極的な求職活動を推進するためにも、令和3年7月に国に対して要件緩和の要望を行った。</p>
<p>⑦鳥取市が、フードバンクから食糧支援を受けた場合、収入認定し、生活保護費を削減しているが、収入認定しないよう求めている国の通知にも違反している。鳥取市を指導すること。</p>	<p>生活保護におけるフードバンクから提供される食料については、国の問答集では、原則、収入認定しないこととして差し支えないとされており、その取扱いについては実施責任のある市町村が判断すべきものと考えている。</p> <p>なお、当該取扱いについて、令和3年6月に改めて鳥取市に周知した。</p>
<p>(3) 子ども・学生支援について ①仕送りが減り、感染拡大の影響でアルバイトもままならない状態が続いている。大学生などに臨時給付金第2弾を支給するよう国に求め、県独自の支援も実施すること。</p>	<p>新型コロナの影響でアルバイト収入が減少した学生に対する経済的支援については、国において「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」や「雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の特例措置」や独立行政法人日本学生支援機構の「緊急特別無利子貸与型奨学金」などの支援策が講じられている。</p> <p>また、各大学においても、それぞれの状況を踏まえながら学生アルバイト紹介などの学生支援が行われていることから、学生支援緊急給付金の再支給を国に求めることや県独自の給付金支援は考えていない。</p>
<p>②感染拡大でほとんど授業ができなくなっている大学などの学費が半額となるよう国に支援を求めること。また県独自の給付制奨学金制度を創設すること。</p>	<p>授業料の設定、減免等については、財源や学生の確保を含め大学予算・大学運営を総合的に考慮され、大学の責任において自らが判断されるものであり、県内大学の学費を半額にするよう国に支援を求めることは考えていない。</p> <p>大学生等に対しては、国において給付型奨学金制度の拡充や授業料減免制度が創設され令和2年度からスタートしている。</p> <p>また、本県では地元企業に就職した学生が借りた奨学金の返済を減免する「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金制度」を設けて制度の拡充等を図ってきているところであるため、現時点で給付型の奨学金制度を設けることは考えていない。</p>
<p>③環境大のオンライン環境が悪く、レポート提出がしづらいとの意見がある。再点検し、改善すること。</p>	<p>公立鳥取環境大学においては、新型コロナ予防の対応としてオンライン授業を円滑に実施できるよう、昨年度、学内のネットワーク整備等を実施され、これまでのところ授業実施に特段の支障は生じていない。</p> <p>また、学生がオンラインでレポートを提出する際、アクセスが集中して通信が滞るような場合には、個別に学生の現状を確認した上で、提出期限の延長を行うなど、柔軟な対応を行っており、県として特段の対応は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
④学生に感染者が増え始めている。帰省する学生への無料のPCR検査を実施すること。	<p>各大学においては、全国的な感染拡大を踏まえ、学生に対し、不要不急の帰省の自粛、やむを得ず帰省する場合も帰省先での不要不急の外出自粛や帰鳥後14日間の健康観察の実施などを要請し、感染防止対策の徹底を図っている。</p> <p>また、体調不良等の学生のうち、身近にかかりつけ医等がないなど、診療・検査医療機関でPCR検査を受けることが難しい者等については、速やかにPCR検査につなげられるよう、県内大学等へPCR検査の検体採取容器を常時配備し、大学と連携して検査・相談体制を整備していることから、帰省する学生への無料のPCR検査を実施することは考えていない。</p>
⑤「人に会えなくてつらい」と、精神的に追い込まれてきている学生が増えている。県も大学と協力して、食糧支援と生活相談に取り組むこと。	<p>県内各大学では、学生生活に不安のある学生の相談窓口を設置し、学生に周知されているところであるが、引き続き、不安な学生の相談に適切に対応していただくよう、学生への周知等について機会をとらえて大学に働きかけていく。また、新型コロナ拡大の影響により、帰省を控えるようお願いしている学生等に対し、本県ゆかりの品等を送付する「県産品でコロナ禍の学生を応援！『#よきよき鳥取』仕送り便」事業を昨年度に続き今年度も実施している。</p>
⑥感染拡大による収入減少で、「生理の貧困」問題はますます拡大している。気兼ねなく受け取れるよう、保健室だけでなく、学校・大学のトイレにも生理用品を無償設置すること。	<p>県立学校については、多くの学校で保健室に生理用品を備え、必要な生徒からの申し出に応じて応急的に配付する形で対応している。</p> <p>また、小中学校を所管する各市町村では、県の補助金も活用しながら、公共施設等で生理用品を配布する取組を行っているところもある。なかには配布場所の1つとして小中学校を含めている町もある。</p> <p>「生理の貧困」問題の解決に向けては、貧困の背後にある課題を根本的に解決する必要があることから、学校では、生徒が相談しやすい雰囲気づくりや、養護教諭・スクールカウンセラー等による相談体制の充実に努めることが大切であり、また、収入が減少した学生等に対する支援については、各大学において、それぞれの状況を踏まえた支援が行われていることから、生理用品を大学に無償設置することは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑦来年度から、小中学校全学年で30人以下学級に踏み出すよう決断すること。また高校でも35人以下あるいは30人以下学級となるようにすること。</p>	<p>本県においては市町村の協力のもと、平成24年度から小学校1・2年生の30人以下学級、中学校1年生の33人以下学級、その他の学年の35人以下学級を実施してきたところ、このたび義務教育標準法が改正され、小学校について令和3年度から5年かけて学年進行で35人以下学級を実現するための教職員定数が改善されることとなった。これを踏まえ、今年度、市町村教育委員会や校長会等、関係機関と意見交換をしながら、来年度以降の本県における少人数学級のあり方について検討を行っているところである。併せて、中学校を含めた教職員定数の拡充等については、本年7月に国に要望を行ったところである。</p> <p>なお、県立高等学校においては、専門学科を中心に1学級の生徒数を38人としている。さらなる少人数学級の取組については、国の小中学校に対する対応を注視しながら、検討していくが、現時点では高等学校における35人以下学級及び30人以下学級は考えていない。</p>
<p>(4) 東京パラリンピックについて 東京五輪の時より、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の都道府県が広がっている。すでに来日したパラリンピック関係者からも感染確認が広がっている。選手も含めた人命を守るため、東京パラリンピックの開催中止を求めること。</p>	<p>東京パラリンピックについては、8月16日に全会場無観客開催が決定したところである。今後の開催可否については、主催者であるIPC（国際パラリンピック委員会）、大会組織委員会、政府、東京都の4者が議論の上で決定されることと認識しており、県としてパラリンピック中止を求める考えはない。</p>
<p>2. 7月豪雨・台風9号、8月大雨の対策について (1) 土砂崩落・河川氾濫・ため池決壊・冠水への対策について ①倉吉市中山精工の裏山は、以前県が災害復旧した場所であるにもかかわらず今回崩落した。表面が簡易な植栽で覆われており、当時の災害復旧対策が十分であったのか検証し、復旧だけでなく、対策の改良・強化をすること。そして県が災害復旧した裏山の崩落によって工場が倒壊したのであるから、倒壊した工場の撤去や工場の再建は、県が責任をもって行うこと。そのための独自の再建支援制度を創設すること。</p>	<p>当該斜面の工法は簡易な植栽ではなく、土質調査結果を踏まえて連続長繊維補強土工による法面对策を実施しており、設計、施工とも適切に実施している。</p> <p>この度の7月豪雨は連続雨量が400mmを超えており、当地で観測史上類のない規模の降雨による自然災害であった。</p> <p>県は、今後、災害復旧事業により復旧を進めていく予定であるが、復旧にあたっては、被災原因を検証し、災害防止の観点からも適切な復旧方法を採用することとしている。</p> <p>なお、施設・設備の解体・撤去や工場の再建について、同社の考えを踏まえながら、7月専決予算で計上した令和3年7月豪雨災害復興成長応援補助金や産業成長応援補助金等による支援を検討していく。</p>
<p>②鳥取市吉成南の清水川があふれたが、3年前に対策強化したものが十分だったのか、排水機場の機能・排水ポンプ車の配備、清水川の堰の調整、管理体制はどうだったのかを検証し、排水機能の増強を図ること。また2年前にも提起したが、鳥取県が保有する排水ポンプ車（3台、うち東部2台）を増設し、特に越水が常襲化している清水川には1台常設すること。</p>	<p>当日の状況について、排水機場の操作を委託している鳥取市と検証を行っているところであり、その結果を地域住民に丁寧に説明を行うこととしている。</p> <p>排水ポンプ車については、清水川に既に1台常設している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③北栄町の双子堤が決壊したが、決壊対策が十分だったのか検証し、対策をとること。被害にあって出荷できなかったスイカ等農作物や農地、泥が入り込み機械や餌が使えなくなった牛舎・備品などに対し、県が補償すること。</p>	<p>決壊したため池は、平成22、25年度に実施した一斉点検にて、堤体の変形や洪水吐断面不足等を確認し、ため池管理組織が平成25、26年度に堤体変形の修繕、堤体保護を目的とした張ブロックを施工したものの、この度の大雨では既存洪水吐の能力を超えたことにより決壊に至ったものと考えている。</p> <p>県としては、令和3年3月に策定した「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」に基づき、ため池の危険度や下流影響度等の優先度を考慮しながら、防災工事等を集中的かつ計画的に推進していく。</p> <p>また、令和3年4月に設置した「鳥取県ため池サポートセンター」において、全ての防災重点ため池を対象に年1回点検を行い、ため池決壊を未然に防ぐ対策を進めていく。</p> <p>畜舎の浸水被害に伴う復旧については、7月補正予算（知事専決）事業で対応済みである。</p> <p>【7月補正（知事専決）】畜産災害復旧支援事業 20,000千円</p>
<p>④東郷湖周辺が冠水し、県が堤防を嵩上げしていたものの、内水の排水ができず、東郷湖横の水明荘では一時腰の高さまで浸水した。湯梨浜町に聞くと、排水ポンプ2基設置予定（1基10億円で計20億円）だが、ようやく1基分の予算をつけたとのことであった。排水や水門の早期整備、国に抜本的な財政支援強化を求め、県も財政支援すること。</p>	<p>引き続き内水対策を行う湯梨浜町と連携し、東郷池の水門や排水ポンプ場などの氾濫・内水対策を実施していく。</p> <p>また、早期整備に向け「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算の確保について、令和3年7月に国に要望しており、今後も引き続き要望していく。なお、町が行う内水対策について、県として財政支援は考えていない。</p>
<p>⑤北栄町由良宿で体育館の立つ裏山が崩壊し住家が壊れたが、住民によれば、体育館の雨トヨが壊れ、雨が山肌を直撃し続けていたとのことで、体育館の管理に問題があったと推察される。検証と災害復旧を急ぎ、二次被害を防ぐ手立てをとり、人家に流れ込んだ土砂の撤去、また住家の被害補償をすること。</p>	<p>崩れた斜面は北栄町所有地であり、復旧及び土砂撤去については北栄町で対応する予定であり、また、住家の被害補償については北栄町が対応を検討中である。</p>
<p>⑥急傾斜地対策は、家が一定数ないと支援対象にならず、個人負担が25%と重い。市町村負担に県が半分支援することだが、県の負担割合を増やし、住民負担を軽減すること。</p>	<p>県では、これまで県独自の施策を創設しており、「単県小規模急傾斜崩壊対策事業」では採択要件を緩和し、また「市町村に対する負担金補助制度」により住民負担を軽減するなど、急傾斜事業の整備促進を図っている。</p>
<p>⑦鳥取市青谷町青谷・善田は内水がたまり、水没常襲地帯である。常設の排水ポンプ機を増強すること。市町村が実施する場合は県が支援すること。</p>	<p>引き続き内水対策を行う鳥取市と連携し、効果的な河川整備及び内水対策を実施していく。</p>
<p>⑧八頭町中の人家裏の細見川は、県が土砂掘削したが、その部分に水が集中し河川壁が掘くずされ、今回河川決壊や越水の不安があった。「鳥取方式」とのことで河川内に石などを残していたり、護岸堤防は嵩上げしたが一部切れている。住民の意見を聞いて点検し、改善を図ること。</p>	<p>現地の状況を調査するとともに、住民の意見を聞きながら、対策の可否を検討していく。</p>
<p>⑨倉吉市みどり町で、県が工事した法面が崩落し、近くに住む住民がいまも不安に感じている。早急に調査、改善すること。</p>	<p>倉吉市みどり町の法面崩落は、倉吉市が工事を行った場所であることから、倉吉市が対応することとしている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等						
<p>(2) 住宅被災対策について</p> <p>「鳥取県被災者住宅再建支援制度」の発動要件は、①県内で10以上の世帯の全壊、②1の市町村で5世帯以上全壊、③1の集落で1/2以上の世帯の全壊、④地域社会が維持困難な被害とされ、水害の場合は床上浸水3世帯で全壊1世帯とみなすとされているため、県で30世帯以上、1の市町村で15世帯以上の床上浸水がないと制度が発動しない。7月14日現在の鳥取県内の住家被害は、床上浸水20棟、床下浸水227棟であり、被災住家が出ているにも関わらず、制度が発動しない。そして今回、また近年、局地的な災害が多く、せっかく支援制度があるにもかかわらず、制度の発動要件を満たさない場合がある。床上はもちろん、床下浸水でも場合によっては、床下が湿気って住宅改修を求められることもあり、床上・床下浸水ともに被災住家としてカウントし、たとえ被災1棟であっても支援制度を発動すること。また県も市町村と一緒に、一部損壊・被災住宅への見舞金を支給すること。</p>	<p>「鳥取県被災者住宅再建等支援制度」は、県と市町村の共同事業で基金を積み立て、県と市町村との協議により発動要件を決めているが、現行制度に対して市町村から見直しの要望は出ていない。</p> <p>また、被災住宅への見舞金については、「小災害被害者に対する見舞金給与要綱」により被害が半壊以上の場合に見舞金を支給することとしており、一部損壊まで拡大することは考えていない。</p>						
<p>(3) 商業施設等の被害について</p> <p>商業施設・旅館・社会福祉施設が被災・床上床下浸水しているが、補助金による被災支援制度がない。資金対応だけでなく、中部地震の時のような補助金制度を発動・創設すること。</p>	<p>新型コロナによる影響が長期化している中で、さらに7月豪雨災害に遭われたことから、被災された県内中小企業者の事業継続に与える影響の大きさを考慮し、中部地震の時の補助制度と同等の原状回復や災害防護等のための補助制度を7月専決予算で創設し支援を行っている。</p> <p>自然災害により社会福祉施設が被災した場合は、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金により支援することとしており、県独自の制度を創設することは考えていない。</p> <p>【7月補正（知事専決）】</p> <p>令和3年7月豪雨災害企業復興成長応援補助金 40,000千円</p>						
<p>(4) 農業被害について</p> <p>①境港市では白ネギ、各地で水稻・スイカなどの農作物、またビニールハウスや牛舎・果樹棚などの農業施設が被災しているが、事実上被災支援制度はなく、共済制度・収入保険・価格安定対策事業での対応となる。しかし、制度の発動要件を満たさなかったり、支援額が薄く、収入減少を免れず、離農につながりかねない。今回独自の収入補填や改修支援制度を創設すること。</p>	<p>この度の7月豪雨による被害に対し、生産者が安心して継続的に生産活動ができるよう7月専決予算により、白ネギ、スイカなど農作物の緊急防除支援やパイプハウス、果樹棚の復旧支援、牛舎の消毒などを支援する事業を創設している。</p> <p>なお、気象災害などのリスクに対し共済制度や収入保険などは経営継続に向けて有効であり、農業共済組合や農業協同組合などと連携して引き続き加入推進を図ることとしている。</p> <p>【7月補正（知事専決）】</p> <table border="0"> <tr> <td>大雨被害農作物緊急防除対策事業</td> <td>7,900千円</td> </tr> <tr> <td>大雨被害施設園芸パイプハウス等復旧対策事業</td> <td>41,000千円</td> </tr> <tr> <td>畜産災害復旧支援事業</td> <td>20,000千円</td> </tr> </table>	大雨被害農作物緊急防除対策事業	7,900千円	大雨被害施設園芸パイプハウス等復旧対策事業	41,000千円	畜産災害復旧支援事業	20,000千円
大雨被害農作物緊急防除対策事業	7,900千円						
大雨被害施設園芸パイプハウス等復旧対策事業	41,000千円						
畜産災害復旧支援事業	20,000千円						

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②落下した梨に対する減収補填をすること。梨は価格保証制度がなく、共済制度か収入保険制度であるが、未加入者もある。加入費用支援を創設・継続すること。</p>	<p>新型コロナの感染拡大や大規模自然災害等による農業経営リスクに対し、安心して経営していただくため、令和3年度限りの支援として農業収入保険に新たに参加する場合に保険料の一部を助成する新型コロナウイルス対策農業収入保険加入促進緊急支援事業を創設し、加入促進を図っている。</p>
<p>(5) 避難所対策について ①今回、災害救助法の適用が鳥取市だけだが、避難を余儀なくされる避難レベル3となった市町村も、災害救助法の対象とし、避難所関連の経費を支援すること。</p>	<p>災害救助法については、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第4号に定められる程度の住家被害等が発生する災害であることが法令の適用要件で、避難情報の発令は直接的な要件ではない。災害救助法の適用に当たっては、国及び市町村と連携を密にしながら、適用の可否を決定している。</p>
<p>②鳥取市の千代川西側は、水没の危険があるため、離れた県立布勢体育館に避難する計画で、今回も避難所に指定されたにもかかわらず、体育館でテニスをしており、避難者は2階のアリーナベンチに上がらされた。二度とこのようなことがないようにすること。</p>	<p>避難所の開設・運営は鳥取市の役割であり、避難所責任者（鳥取市職員）は施設側と連携して、使用場所を設定し、避難者に周知することとなっている。</p> <p>今回の事案では、鳥取市は県民体育館を避難所として開設し、使用場所を第3・第4研修室（2階）としたが、その後、避難者が増えてきたため、急遽空いていたメインアリーナ観覧席（2階）を使用することとした。</p> <p>なお、今回の事案を踏まえ、避難所開設までの流れや運用方法について、鳥取市と協議し、今後の対応について確認を行った。</p>
<p>③水害の場合、他の災害時と違い、自宅での垂直避難や学校2階への避難となる場合がある。しかし学校の解錠は学校長が来るまで待たなければならないとか、避難場所がわからない、受け入れ職員がすぐに来ない、備蓄品（マット・段ボールベットがない）が不十分、高齢者・障がい者が2階に上がれないといった様々な課題が浮上した。検証し、改善策を検討すること。</p>	<p>学校施設をはじめ、避難所となる施設の開錠については施設管理者又は地元自治会等が行うため、各地域の実情に応じた開錠方法を、地域住民と市町村担当部局があらかじめ協議しておく必要がある。</p> <p>また、被災状況によっては、対応に当たる市町村職員をすぐに対応できないことが想定されるため、避難所となる施設の職員についても可能な範囲での協力を求めているほか、地元住民など避難者の協力も必要と考える。</p> <p>住民については、事前に市町村のハザードマップなどで安全な避難場所や避難経路を把握しておき、発災時には避難行動に結びつけることが重要であることから、県としても引き続き市町村と連携しながら啓発を進めたい。</p> <p>また、避難所の備蓄品については、市町村で定めた保管場所から必要な避難所へ配送され、不足分は市町村で調達される。</p> <p>なお、高齢者や障がい者など、避難所での高層階への移動が困難な者について、1階に避難スペースの確保することが困難な場合は、避難所の運営職員や避難者の協力を得ながら高層階への避難を実施することとされている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④鳥取市ではペット連れの受入れ拒否、倉吉市では個別支援計画のない要支援者の福祉避難所受入れ拒否等、避難所の受入れに課題が出ている。個別の事情に沿った避難ができるよう改善すること。とりわけ要支援者の対応は生命にも直結するため、早急に改善すること。</p>	<p>ペットの避難所での受入に関しては、国のガイドラインや県地域防災計画などで受入を推奨しているが、市町村によっては必ずしも受入体制が整っていない避難所もあることから、引き続き受入体制の整備を市町村に働きかけていく。</p> <p>個別避難計画の有無は、要支援者を福祉避難所に受け入れるための必須条件ではないが、円滑な受入のためには個別避難計画を作成、あらかじめ避難先の選定や避難時の連絡体制を引き続き市町村に働きかけたい。</p> <p>なお、令和3年5月の災害対策基本法の改正で、決めておくように個別避難計画の作成が市町村に努力義務化され、浸水害の危険があるエリアに居住する者や独居高齢者など優先度の高い者から、要支援者の避難支援のための具体的な計画がつけられていくことになるが、このほかにも従来から本県で取り組んでいる「支え愛マップ」づくりを通じて、重層的に避難支援体制の整備を進めたい。</p>
<p>⑤携帯不感地区になっている避難所がある。災害時の連絡体制が取りにくいため、早期に改善すること。また避難所に災害情報が入るよう、テレビやネットなどの環境を整備すること。</p>	<p>携帯電話の不感地区については、従来から携帯電話事業者や市町村と連携を図りながら情報収集を行っているところであるが、不感地区解消に向け、携帯電話事業者に働きかけるとともに、市町村が主体となって行う避難所の環境整備を含めた対策に対し財政的支援を行うなど、引き続き対策を推進していく。</p>
<p>⑥東郷湖周辺が冠水したが、周辺には障がい者などの福祉施設がたくさんあり、羽合ひかり園など避難できなかった施設、垂直避難できない施設があった。障がいがあることで、避難がスムーズにできない場合が想定されるため、避難の在り方を再検証し、改善を図ること。</p>	<p>市町村地域防災計画に位置づけられた、浸水想定区域等にある要配慮者利用施設については、水防法等に基づきその利用者を避難させるための避難確保計画の作成や訓練の実施が義務づけられているところであるが、実際の避難や避難支援が実効的なものとなるよう、これまでも、対象施設向けの勉強会や県独自の避難確保計画の緊急点検を通じて、避難時間の見積もりや避難のタイミングについて、市町村担当課と県関係課が連携して助言等を行っている。</p> <p>障がい者等の避難に時間のかかる者は、避難情報である「高齢者等避難」で早めに避難行動をとることや、想定浸水深以上の高層階へ垂直避難する方法が必要であり、引き続き該当施設における避難の実効性が確保されるよう、計画の作成や訓練を行うよう勧めていく。</p>
<p>(6) 学校・保育園の対応について ①高校はすぐに臨時休校となったが、小中学校は、豪雨の中の登下校となった場合がある。今回のように線状降水帯が訪れる可能性が予測された場合などは、早めに臨時休校の判断をすること。また、仕事が休めない保護者に対応する放課後児童クラブが機能しない場合があったが、民間や保護者会を含め運営主体がまちまちであるため対応に苦慮している。災害時は、行政が責任をもって対応するようにし、受け入れが可能となるよう検討すること。</p>	<p>市町村立学校の臨時休校については、学校長が学校設置者である市町村（学校組合）教育委員会とも協議して決定しており、市町村（学校組合）教育委員会が定める臨時休業に係る基準をもとに、気象警報発令のみでなく、発令の内容や通学路等の地域の状況等を踏まえて判断している。</p> <p>災害発生時の放課後児童クラブにおける児童の受入れ等の対応については、事業の実施主体である市町村が検討すべきと考える。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②鳥取市では避難レベル3の中、保育園の子どもを近くの中学校に避難させる例が生じていた。避難の現実的な対応としてどうなのか、検証が必要である。また、豪雨の最中に保護者にお迎えを頼むのも危険であり、早めに保護者にお迎えの連絡をすること。</p>	<p>今回の事例は、鳥取市が令和3年6月に策定した市独自の保育施設の臨時休園等に係るガイドラインに基づき、市内4保育施設が避難所である小学校に避難したものである。災害発生時における保育所の対応は、園児と職員の安全確保を最優先とすべきであり、一時避難や保護者による迎え等の判断基準等は、保育の実施主体である市町村が検討すべきと考える。</p> <p>県は、台風、大雨、大雪等の都度、事前に各市町村、保育施設に対する災害情報等の周知及び注意喚起を行っているが、各保育施設等が迅速かつ的確な対応ができるよう、引き続き必要な情報等の周知、助言を行っている。</p> <p>なお、災害発生時の臨時休園等の基準作成について、令和2年7月の国からの通知を受け、各市町村へ呼びかけを行っているが、現時点で未策定の自治体もあることから、再度呼びかけを行う。</p>
<p>(7) 気候変動対策の強化と再生可能エネルギーへの対応について 昨今の異常気象は、二酸化炭素排出による気候変動が原因と考えられる。鳥取県が掲げる脱炭素の取組を大きく前に進めること。その際、再生可能エネルギーの普及が求められるところではあるが、メガソーラー、大規模風力発電は、山を切り開き、森林伐採、土砂の放置で災害を招き、森林資源による二酸化炭素吸収の力を奪い、脱炭素に反することにもなる。土砂災害危険地域での開発や、大幅な山林伐採など自然を破壊するような再生可能エネルギーの計画は中止を求めること。また、こうした土砂災害危険地域は、「再エネ施設設置不可地域」の指定（ゾーニング）をすること。</p>	<p>国が新たに設定した温室効果ガス削減目標▲46%（2013年度比）、今秋改定予定のエネルギー基本計画や地球温暖化対策計画等を踏まえ、本県の削減目標（現目標：▲40%（同比））の見直しを検討しており、再生可能エネルギーの導入や省エネ性能の高い住宅の普及などの重点取組を加速させていく。</p> <p>なお、再生可能エネルギーの導入については、令和新時代とっとり環境イニシアティブプランにおいて、環境や暮らしと調和し、家庭や地元企業等が主体となった導入を推進することとしている。</p> <p>土砂災害危険区域を含む区域や大幅な山林伐採が必要な区域で実施する再生可能エネルギー導入事業は、関係法令に基づき、適切に対処していく。</p> <p>また、県内全域を対象に盛土等を規制する新たな条例の制定に向け、専門家によるアドバイザー会議を設置して検討を進めている。この条例で再エネ施設に限らず、盛土や切土、斜面地の工作物設置の許可についても検討しており、再エネ施設に特化したゾーニング規制をすることは考えていない。</p>
<p>(8) 静岡県熱海市で起きた土砂災害の教訓について ①県内でも、産業廃棄物なのに「有価物の仮置き場」、「盛土」だと称して、法違反の不法投棄が行われている可能性がある。この度一斉点検されるとのことであるが、業者が法手続きをしたあとで、実態がどうなっているのか点検するルールを確立すること。違反が分かった場合は厳しく罰すること。 ②土砂崩落につながるような「盛土」「切土」をしないよう、ルールを確立し、違反した場合は厳しく罰すること。</p>	<p>静岡県熱海市で発生した土砂災害を受け、県内全域を対象に盛土等を規制する新たな条例の制定に向け、アドバイザー会議を設置して検討を進めている。条例は、一定規模以上の盛土、切土及び斜面での工作物の設置を許可制として事前に技術審査を行うことを柱とし、罰則など実効性を担保する措置についても盛り込むよう検討している。</p> <p>なお、土地の利用制限に関する法手続きの現地確認等によって産業廃棄物の不法投棄が疑われる事案が認められた場合は、関係機関と連携して調査を行い、廃棄物処理法の違反が判明した際は厳正に対処する。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>3. 「性同一性障害」について</p> <p>①性同一性障害の方の就職が難しい。職場での性同一性障害に対する理解不足があったり、性同一性障害の場合、精神障害を伴う場合も多く、短時間でしか働けない場合がある。性同一性障害に対応する、就業専門員の増員、職場の開拓、就業支援を行うこと。</p>	<p>性同一性障害の方を含め、個々の事情により就職が困難な方については、これまでも、個々の希望等を丁寧に聞き取りつつ、採用に理解のある企業の開拓を行うほか、国ハローワークの専門相談窓口や若者サポートステーション、障害者就業・生活支援センター等の支援機関とも連携をとりながら就業支援を行っている。</p> <p>更には、対応に配慮が必要な方に対する就業支援員の就業支援スキルの向上を図るため、精神保健福祉センターの協力のもと、精神障がい者の特性理解やコミュニケーション手法を学ぶ研修を開催するなどしており、性同一性障害に特化した就業専門員の配置は考えていない。</p>
<p>②マイナンバーカードの性別欄を削除、あるいは保険証のように自認する性を表記できるように国に求めること。</p>	<p>マイナンバーカード（個人番号カード）は、本人確認書類として使用することをその目的のひとつとしており、本人確認情報として氏名、住所、生年月日、性別が記載されている。</p> <p>一方で、マイナンバーカード交付時には、カードケース（「性別」欄、「臓器提供意思表示」欄、「個人番号」欄を見えなくするもの）を配布しており、これに入れて使用することにより性別欄を見えなくすることができるよう配慮されていることから、性別欄の削除等を国に求めることは考えていない。</p> <p>（保険証についても自認する性が表記されるわけではなく、申し出により、表面に「裏面参照」と記載し、裏面に戸籍上の性を記載するという配慮が行われているもの。）</p>
<p>4. 島根原発について</p> <p>①島根原発2号機の再稼働は、新型コロナや自然災害が多発している中、県民の避難を困難にし、県民を危険にさらし、精神的にも県民に大きな負担をかけることになる。また島根原発を管理する協力会社の職員からもコロナ感染者が続けて出ている。島根原発2号機の再稼働には毅然と反対すること。少なくとも新型コロナが収束するまで、再稼働の判断を自治体に求めないよう中国電力や国に求めること。</p>	<p>原発は安全が第一義であり、県としての再稼働判断は専門家の意見、住民の意見、米子市・境港市の意見を聴き、県議会と協議して決めることとなる。</p>
<p>②中国電力が、島根県と同等の安全協定への改定を拒んでいるが、なぜできないのか理由を回答するよう求めること。そして安全協定の改定を引き続き求め、改定されないのであれば、原発再稼働の協議に応じないとの県の毅然とした対応を堅持すること。</p>	<p>安全協定の立地自治体並みの改定については、現在、中国電力と交渉中であり、中国電力側にボールがある。</p> <p>中国電力から納得できる回答が得られなければ、県として島根原発の再稼働判断に影響を与えることを伝えている。</p>
<p>③中国電力が、新規制基準の手続きに必要な「テロ対策資料」を「誤ってシュレッダーにかけて破棄した」とのことだが、そのような重要な文書がともに管理できない中国電力に、危険な原発を動かす資格はない。中国電力はこの事実を5年前から認識していたわけであるから、この重要文書を誰が管理し、誰が破棄したのか、なぜ破棄することになったのかをすでに認識しているはずである。これらすべてを直ちに公表し、「誤破棄」した人物を処分するよう求めること。</p>	<p>核セキュリティに関わる重要書類を誤廃棄したものであり、中国電力には猛省を促したい。</p> <p>現在、中国電力が原因究明と再発防止対策の策定を行い、国の確認を受けているところであり、まとまり次第報告を受けて、必要な申入れを行う。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>5. 米軍機の低空飛行訓練について</p> <p>①米軍機などの低空飛行訓練がいまだに続いている。県として、低空飛行訓練の中止や騒音測定器の設置を求めているが、政府は、どのように回答してきているのか教えていただきたい。そして、いまだに騒音測定器が設置されていないことは問題である。客観的な低空飛行の実態をつかみ飛行中止要請するためにも、県独自にでも騒音測定器・監視カメラを設置すること。</p> <p>②県民の安全を守るためにも、日本の航空法に定められた高度で飛行しているのかどうか、県の認識を教えていただきたい。</p>	<p>左に対する対応方針等</p> <p>県民から低空飛行の情報が寄せられているところではあるが、米軍機の低空飛行訓練については、国の責任において必要な措置を講じられるべきものであることから、毎年、国に対し騒音測定器の設置による実態把握、訓練予定日、飛行ルート等の訓練内容の事前提供及び航空法による最低基準高度と同一基準の適用等を定めた日米合同委員会合意の遵守を求めている。また、低空飛行の目撃情報の都度、国から米軍に対して低空飛行の中止等適切な措置を強く要請するよう求めているところであり、県独自の騒音測定器等の設置は考えていない。</p>
<p>③近年新たに県独自にドクターヘリを配備し、公立豊岡病院のドクターヘリ、県防災ヘリの活用も含め、主に3機のドクターヘリが県内で運航しているが、米軍機の飛行ルートとも重なっているところもある。これらの接触事故を防ぐ手立てはどのようにとっているのか、回答をいただきたい。</p>	<p>ドクターヘリと防災ヘリは、有視界飛行で運航しており、操縦士等（2名～6名）が目視により周囲の監視を行うとともに、管制機関からの情報提供等を受けて注意をしながら運航している。</p> <p>なお、防災ヘリには、TCAS（空中衝突防止装置）を搭載しており、適合するトランスポンダ（応答機）を装備した航空機が近づいた場合には警告がある。</p>
<p>6. 美保基地への空中給油機配備について</p> <p>美保基地への空中給油機配備は9月の予定だったと思うが、機体の不具合はすべて改修されたのか回答をいただきたい。またこのコロナ禍に、海外からの試験飛行など認められない。少なくともコロナ禍に配備すべきではない。また、そもそも軍事対応を促し、県民と自衛隊員の命を危険にさらし、対岸諸国との関係悪化につながる空中給油機配備計画の中止を求めること。</p>	<p>空中給油・輸送機の技術的課題については、令和2年9月の県議会全員協議会や地元説明会において、安全に任務を行うことが可能と説明されているが、配備に当たっては、技術的課題の対応状況等について地元へ情報提供を行うとともに、安全性の検証を徹底して行うよう求めているところである。国から協議がなされたときは、安全性の検証結果等を十分に確認し、配備に同意するか判断することとしている。</p>
<p>7. 沖縄県辺野古への米軍新基地建設計画について</p> <p>①政府が、戦没者の遺骨が眠る沖縄本島南部から埋め立て土砂を調達して、辺野古に米軍の新基地を建設しようとしているが、こんな、人間の尊厳を踏みつけるような非道なことを許してはならない。全国知事会として反対決議を上げるよう、平井知事がイニシアチブを発揮すること。</p>	<p>外交防衛の在り方については、国民的議論を行い、政府と沖縄県で十分議論を尽くしたうえで検討すべき課題である。</p>
<p>②不平等な日米地位協定の抜本的見直しを、改めて全国知事会として決議するよう求めること。</p>	<p>日米地位協定の見直しについては、防衛は国の専権事項であるという認識のもと、国において責任をもって取り組まれるよう、平成30年7月に全国知事会において、全会一致で採択し提言を決議されており、令和2年11月には一層積極的に取り組むよう改めて提言されている。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>8. 核兵器禁止条約について</p> <p>今年1月に核兵器禁止条約が発効し、人類の歴史で初めて核兵器を違法とする国際法が確立した。日本は唯一の戦争被爆国なのに、いまだに核兵器禁止条約に署名・批准していない。広島市や長崎市の市長も条約への署名を求めている。知事も、また全国知事会としても、政府に署名をするよう求めること。</p>	<p>核兵器禁止条約という、外交防衛上の課題は国の専権事項であり、国において議論されるべきものである。</p>